

香川県条例第28号

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用範囲） 第2条 略 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び条例の規定により、<u>4週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。</u>第8条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条にあつては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあつては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 3 略 （失業者の退職手当） 第8条 略 2～10 略 11 略	（適用範囲） 第2条 略 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第8条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条にあつては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあつては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 3 略 （失業者の退職手当） 第8条 略 2～10 略 11 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退

12 略

(1)～(3) 略

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

13・14 略

15 第12項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) 略

(2) その者が、次のいずれかに該当する場合

ア 略

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3)・(4) 略

12 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) 略

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

13・14 略

15 第12項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定

16～18 略

附 則

- 17 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第11項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

16～18 略

附 則

- 17 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第11項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

まで	まで及び附則第5条
イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

- 2 改正後の第8条第12項（第4号に係る部分に限り、同条第16項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した香川県職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。